

公的資金補償金免除線上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：佐久水道企業団水道事業会計

事業名	「末端給水事業」「簡易水道事業」（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和33年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名※	佐久水道企業団	職員数※（H19. 4. 1現在）	39人
構成団体名	佐久市・佐久穂町・御代田町・東御市		

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	118 (H17)	公営企業債現在高（百万円）	12,958
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	2,750
不良債務（百万円）	0	財政力指数※	0.494 (H18)
資金不足比率（%）	0	実質公債費比率※（%）	12.6 (H18)
		経常収支比率※（%）	82.2 (H17)

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>[合併期日：平成17年4月1日 合併前市町村：佐久市・臼田町・浅科村・望月町]</p> <p>佐久水道企業団の従来の構成市町村は、佐久市・臼田町・佐久町・八千穂村・浅科村・御代田町の6ヶ市町村でした。平成17年3月20日に佐久町と八千穂村が合併し佐久穂町になり、平成17年4月1日には佐久市・臼田町・浅科村・望月町（給水区域外）が合併し、（新）佐久市となりましたが、給水区域外の望月地区の水道事業は佐久水道企業団には合併しませんでした。また望月地区には、隣接した東御市との一部事務組合による「佐久市望月外1市水道企業団」の経営による水道事業も存在していました。</p> <p>ここで平成19年4月1日付で、「佐久市望月水道事業」と「佐久市望月外1市水道企業団水道事業」が「佐久水道企業団」に合併し、構成市町村は佐久市・佐久穂町・御代田町・東御市の2市2町に給水する事となり、更なる広域化が実現しました。</p>
--	--

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
 3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	佐久水道企業団中期経営計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	企業長 柳田 清二
既存計画との関係	
公表の方法等	広報・ホームページ・平成20年2月定例議会での開示
基 本 方 針	<p>水道法により「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。」と、うたわれており、これが水道事業者の責務である。また、昨今の状況のなかで住民の水道に関する最大の関心は、供給される水の安全性・快適性であるといわれ、ニーズに十分応えられる水道事業経営を目指す。また、そのニーズに応えるためには徹底した費用対効果の検証を行い、経費の節減と経営の健全化に努める。</p>

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	752	761	687	2,199
	補償金免除額	99	192	136	426
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	0	0	0	0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	259	324	353	935

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	617,348	676,706	595,642	1,889,696
	簡易水道事業債	134,293	83,629	90,998	308,920
合 計 (A)		751,641	760,335	686,640	2,198,616
一 般 会 計 の う ち (再掲)	※上記のうち 一般会計負担分				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		751,641	760,335	686,640	2,198,616

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 の う ち (再掲)	※上記のうち 一般会計負担分				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	246,806	309,347	353,002	909,155
合 計 (A)		246,806	309,347	353,002	909,155
一 般 会 計 の う ち (再掲)	※上記のうち 一般会計負担分				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		246,806	309,347	353,002	909,155

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	767	786	707	2,258
	補償金免除額	103	198	138	439
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	0	0	0	0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	259	324	353	935

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債	上水道事業債	617,348	676,706	595,642	1,889,696
	簡易水道事業債	148,731	108,514	110,850	368,095
合 計 (A)		766,079	785,220	706,492	2,257,791
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		766,079	785,220	706,492	2,257,791

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公営企業債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債	上水道事業債	246,806	309,347	353,002	909,155
合 計 (A)		246,806	309,347	353,002	909,155
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		246,806	309,347	353,002	909,155

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容									
財務上の特徴	<p>佐久水道企業団は、山間地で起伏が激しく、人口密度の低い地域で水道事業を経営しています。給水人口一人当たりの導送配水管延長で比較してみると、佐久水道企業団が7.53m/人であるのに対し、全国同規模平均では5.28m/人ほどで、1.4倍以上の開きがあります。この数値から言える事は、施設の規模が大きいため、設備投資が増大すれば資本費中の減価償却費に、起債依存度が高くなれば資本費中の企業債利息にそれぞれ跳ね返り、また維持管理経費が余分に掛かる、地の利に欠けた水道施設と言えます。</p> <p>平成5年には上信越自動車道「佐久IC」が、平成9年には長野新幹線「佐久平駅」が開通し文化の著しい発展を目の当たりにしてきました。しかし、今だかつて誰も経験したことのない人口減少の時代に既に突入しており、水道使用量の減少は平成18年度から始まっています。水道料金収入を根幹とした水道事業経営では非常に切実な問題となっています。</p> <p>また、平成19年4月1日付で佐久市営の望月水道事業と、佐久市望月外1市水道企業団の水道事業が合併となりました。この合併に際し職員数の増加を極力抑え、計画給水人口が合併前で111,815人であったのに対し合併後125,075人(13,260人、11.9%増)となっても、僅か1名(38人→39人)の増加で対応する事としました。この合併した2つの水道事業の水道料金については、同一の水道料金であり、料金回収率は100%を下回っており、差額については繰入金への依存による経営状態でした。佐久水道企業団の水道料金とは較差があり、合併協議の中では、水道料金については直ぐには統一できない(住民の生活環境の激変を避けるため)とされたため、2つの料金制度が混在することとなりました。そこで、従来繰入も継続させることになりましたが、水道料金の統一化を急ぎ、統一化された暁には、繰入金については現在の佐久水道企業団の繰入程度に減少させることで同意されています。</p>									
経 営 課 題	<p>課 題 ① 適切な料金設定と、公平な水道料金</p> <p>構成市町村の一般会計からの繰入は、消火栓維持管理に係るものと、簡水債交付税に係るもののみであり、経営上必要とされるものや施設建設に係るものなどの繰入は無い。このため、県内の水道事業者と比較すると水道料金の設定は高めであり、これ以上の料金改定は難しい。給水原価に占める資本費の割合も高くなってきた。</p> <p>また、平成19年4月1日付で合併した佐久市望月水道事業及び佐久市望月外1市水道企業団水道事業との水道料金制度の一元化を図り、同一事業内での較差の是正を行わなければならない。</p> <p>同一事業体が行う給水サービスは、常に公平でなければならないため、料金負担も例外ではない。</p> <p><料金比較></p> <table border="1" data-bbox="526 1960 1356 2094"> <thead> <tr> <th></th> <th>10m³/月使用時</th> <th>20m³/月使用時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従来料金</td> <td>1,600円</td> <td>3,350円</td> </tr> <tr> <td>望月地区</td> <td>1,550円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		10m ³ /月使用時	20m ³ /月使用時	従来料金	1,600円	3,350円	望月地区	1,550円	3,000円
	10m ³ /月使用時	20m ³ /月使用時								
従来料金	1,600円	3,350円								
望月地区	1,550円	3,000円								

	<p>課 題 ② 信頼のおける水道施設</p> <p>水道は、被災時のライフラインとしての役割を担っているため、施設の耐震化対策等を計画的に進め、住民に対し被災時の対応にも信頼のおける水道施設としての認識を持ってもらうことが必要である。</p> <p>現在の水道施設のうち、耐震構造を持つ施設は決して多くはないため、施設整備には今まで投下された整備費をはるかに上回る予算が必要とされる。この投資を行うことが水道料金の高騰に繋がることは否定できない。いかに、住民の理解を得た水道経営を行っていくかが、必要なことである。</p>
	<p>課 題 ③ 職員数の縮減</p> <p>昭和47年度の第5回拡張工事開始より職員の削減を行い、第5回拡張工事開始時67名の職員定数が平成19年度当初では39名で業務に当たることにより、人件費の削減と経営効率の向上に努めてきたので、これ以上の人員削減は不可能に近い。</p>
	<p>課 題 ④ 水質改善対策</p> <p>給水区域の北部（浅間山麓水系）の水源では、水質基準を満たしているが、カルシウム・マグネシウム等（硬度）が比較的高く含有され、使用者の不便をきたしている。この硬度を浄水処理するには、施設整備など高額な投資が要求される。また、同一料金で使い勝手の異なる水道水を供給することは公平性を欠く。</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
<p>留 意 事 項</p>	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率	(%)	106.4	103.7	110.9	110.0	109.0	101.1	106.8	109.8	112.1	113.2	
総収支比率(法適用)	(%)	112.0	109.1	116.3	115.1	115.3	106.6	112.2	114.7	117.7	118.9	
経常収支比率(法適用)	(%)	112.1	109.2	116.5	115.4	115.9	106.8	112.4	114.9	118.0	119.1	
営業収支比率(法適用)	(%)	148.6	140.2	149.5	145.0	142.8	127.1	127.4	127.6	127.7	128.3	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	2.1	2.3	2.4	2.7	2.7	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0
	うち基準内繰入金	(%)	1.3	1.3	1.3	1.9	1.8	1.4	1.4	1.3	1.3	1.3
	うち基準外繰入金	(%)	0.8	1.0	1.1	0.8	0.9	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)	0.3	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	資本的収入分	(%)	5.1	7.5	4.8	10.1	9.6	10.0	9.7	9.3	9.3	8.9
	うち基準内繰入金	(%)	4.7	7.0	4.0	10.1	9.2	2.1	2.1	2.1	2.5	2.5
	うち基準外繰入金	(%)	0.4	0.5	0.8		0.4	7.9	7.6	7.2	6.8	6.4
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>水道料金は、給水サービスの対価であることから、できるだけ低廉かつ公平でなければならないとともに、地域住民の要求する給水需要が量質ともに充足できるよう適正に定められていなければならない。</p> <p>したがって、水道事業者は、水道料金の低廉化をはかるために事業全般にわたる経営の合理化に最大の努力を傾注すべきであることはいうまでもなく、放漫経営にともなう冗費を総括原価に含め、これを使用者の負担に転嫁するようなことは到底ゆるされることではない。</p> <p>しかし、同時に水道料金は、事業の効率的経営を前提とする限り、給水に要する原価を償うものでなければならない。原価を無視した低料金は、水道事業の健全な発展はもとより、現状の維持さえ困難にするばかりでなく、放漫な水使用を助長する結果、給水サービスの全般的な低下を招くこととなるからである。</p> <p>料金収入については、少子化による人口減少の時代を迎え、過疎的地域でも減少に拍車がかかった。平成18年度はすでに使用量が前年度使用量を割り込み、今後の使用量増加の見込みは無い。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>平成3年度から平成11年度までに借り入れた簡易水道事業債の元利償還金$\times 1/4$×地方交付税調整率または、佐久市交付税実参入額としており、簡易水道事業債は元利均等償還であるので今後も当分の間は一定の金額になる。</p> <p>また、簡易水道経費負担として保健衛生費の単位費用により繰入を行っているが、簡易水道の経営が赤字から黒字に改善されれば減少となる見込み。</p> <p>なお、合併した佐久市望月水道事業及び佐久市望月外1市水道企業団水道事業分は、簡易水道事業債の元利償還金$\times 1/2$×地方交付税調整率または、佐久市交付税実参入額としており、水道料金制度が統一されてからは再度協議することとしている。水道料金が統一されれば、繰入は減少する見込み。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>使用水量の増加が見込めない間は、老朽施設の更新を主体とした事業が主になる。</p> <p>水道事業においては、売却できる資産は土地が主な物件であるが、水道施設として存在する土地は山間地にあり、施設が不用にならない限り売却不可能であり、収入に見込む事は不可能である。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>使用水量の増加を見込めない。</p> <p>平成15年度以降は企業債の借入れを行っていないため、元利均等償還の元利の割合が変わっていく。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率	(%)	106.4	103.7	110.9	110.0	109.0	108.1	111.8	108.2	112.8	112.8	
総収支比率(法適用)	(%)	112.0	109.1	116.3	115.1	115.3	116.4	122.0	114.9	119.1	119.2	
経常収支比率(法適用)	(%)	112.1	109.2	116.5	115.4	115.9	116.2	122.2	115.1	119.4	119.4	
営業収支比率(法適用)	(%)	148.6	140.2	149.5	145.0	142.8	139.0	139.3	127.8	128.7	128.1	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	2.1	2.3	2.4	2.7	2.7	2.0	2.0	3.3	3.3	3.3
	うち基準内繰入金	(%)	1.3	1.3	1.3	1.9	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
	うち基準外繰入金	(%)	0.8	1.0	1.1	0.8	0.9	0.3	0.3	1.6	1.6	1.6
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)	0.3	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	1.4	1.4	1.4
	資本的収入分	(%)	5.1	7.5	4.8	10.1	9.6	10.4	10.3	12.2	12.2	12.2
	うち基準内繰入金	(%)	4.7	7.0	4.0	10.1	9.2	10.0	9.5	9.5	9.5	9.5
	うち基準外繰入金	(%)	0.4	0.5	0.8		0.4	0.4	0.8	2.7	2.7	2.7
	うち赤字補てん的なもの	(%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>水道料金は、給水サービスの対価であることから、できるだけ低廉かつ公平でなければならないとともに、地域住民の要求する給水需要が量質ともに充足できるよう適正に定められていなければならない。</p> <p>したがって、水道事業者は、水道料金の低廉化をはかるために事業全般にわたる経営の合理化に最大の努力を傾注すべきであることはいうまでもなく、放漫経営にともなう冗費を総括原価に含め、これを使用者の負担に転嫁するようなことは到底ゆるされることではない。</p> <p>しかし、同時に水道料金は、事業の効率的経営を前提とする限り、給水に要する原価を償うものでなければならない。原価を無視した低料金は、水道事業の健全な発展はもとより、現状の維持さえ困難にするばかりでなく、放漫な水使用を助長する結果、給水サービスの全般的な低下を招くこととなるからである。</p> <p>料金収入については、少子化による人口減少の時代を迎え、過疎的地域でも減少に拍車がかかった。平成18年度はすでに使用量が前年度使用量を割り込み、今後の使用量増加の見込みは無い。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>平成3年度から平成11年度までに借り入れた簡易水道事業債の元利償還金$\times 1/4$×地方交付税調整率または、佐久市交付税実参入額としており、簡易水道事業債は元利均等償還であるので今後も当分の間は一定の金額になる。</p> <p>また、簡易水道経費負担として保健衛生費の単位費用により繰入を行っているが、簡易水道の経営が赤字から黒字に改善されれば減少となる見込み。</p> <p>なお、合併した佐久市望月水道事業及び佐久市望月外1市水道企業団水道事業分は、簡易水道事業債の元利償還金$\times 1/2$×地方交付税調整率または、佐久市交付税実参入額としており、水道料金制度が統一されてからは再度協議することとしている。水道料金が統一されれば、繰入は減少する見込み。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>使用水量の増加が見込めない間は、老朽施設の更新を主体とした事業が主になる。</p> <p>水道事業においては、売却できる資産は土地が主な物件であるが、水道施設として存在する土地は山間地にあり、施設が不用にならない限り売却不可能であり、収入に見込む事は不可能である。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>使用水量の増加を見込めない。</p> <p>平成15年度以降は企業債の借入れを行っていないため、元利均等償還の元金の割合が変わっていく。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	経営課題③について、職員数は極力削減に努める一方、給与体系は国の制度に準じ、構成市町村にも準じている。
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	昭和45年度職員定数67名を順次削減し、現在39名(△41.8%)で維持管理している。一方、水道施設は、市町村で経営していたものを引き取り、整備・更新し、維持してきた。 平成19年4月1日付で、佐久市望月水道事業と佐久市望月外1市水道企業団水道事業を合併したが、従前は5人の職員で経営されていた事業を、合併後4人の職員数を削減した。
○ 給与のあり方	独自の給与体系を確立せずに、国・県並びに構成市町村の給与体系に準じている。
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	国の基準に準拠した給与体系である。地域手当の支給はない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	該当職なし
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	早期退職時における勧奨制度においては、構成市町村に準じている。退職手当については長野県市町村総合事務組合に委託しているので、その条例・規則により支給される。
◇ 福利厚生事業のあり方	職員互助会について企業団の負担はとりやめています。職員の健康診断に係る費用の一部負担のみである。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	常に費用対効果を考慮している。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	平成10年度～平成14年度で国庫補助事業として老朽石綿セメント管の更新事業を行い、修繕費・委託料等の維持管理経費を減少させることができた。 平成15年度以降は、起債への依存を削減し、自己資金による建設改良に努めたことによって、企業債利息の縮減を長期的に行うことができた。 公務災害補償引当金・修繕引当金への引き当てによって、被災時などの支出の一時的な増大に備えている。

<p>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	<p>指定管理者制度やPFIの活用については、構成市町村や全国の同規模事業体の動向を見ながら検討していく。 検針業務・漏水調査業務・施設管理業務を始め、事務所内清掃・ホームページ修正・庁内LAN保守等、可能な業務はできるだけ民間委託してきたが、今後も可能なものは委託していく予定である。</p>
------------------------------------	--

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>経営課題①について、合併された水道事業の水道料金体系との較差を是正し、公平な給水サービスのための料金設定であることを住民に納得してもらう。</p> <p>合併した佐久市望月水道事業と佐久市望月外1市水道企業団の、供給単価と給水原価の加重平均はそれぞれ、185.60円/㎡と210.18円/㎡で1㎡当り24.58円の赤字となる。また、合併された2つの水道事業の経営状況において、施設の維持管理面など管理状況にも差があり、今後支出の増加が見込まれる。料金が統一化されるまでは赤字分については繰入により補うことが協議されてはいるものの、行政側としては一刻も早く水道料金を統一し、繰り出し額を減少させたいの言うまでも無い。住民側とすれば、ただ単に安価を願うばかりであるが、前述の管理方法の充実等、説明責任を果たしながら水道料金の統一化を行う。統一化に当たって、急激な生活環境の変化を避けるため、平成20年度から2段階で改定を行い、平成21年度から統一料金に移行させるものとする。</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p>	<p>住民にとって理解しやすい情報の公開に努め、経営状態を明らかにする。</p> <p>広報・ホームページ・地域FM放送・地域CATVにより公開し、議会で健全化計画の説明を行う。</p> <p>近隣の市町村のみでなく、全国の同一規模の水道事業体の動向を見ながら対応していく。</p>
<p>5 その他</p>	<p>経営課題②及び④については、水道施設の整備として行う事業となり、減価償却費として水道料金に反映されてしまうが、ライフラインとして水道の持つ役割を認識してもらうことが大切であり、広くPRを行っていく。</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>(課題③)</p> <p>平成19年4月1日付で合併した佐久市望月水道事業と佐久市望月外1市水道企業団水道事業では、兼務で5人の職員で経営されていたが、佐久水道企業団に合併後は、従来の38名に1名の人員増として事業運営することとした。実質4名の人員削減である。この1名については望月地区の水道事業を熟知している職員を佐久市から派遣職員として受け入れ、そのほかに人事交流としてお互いに職員の派遣を行っている。今後については、派遣期間が終了する前に1名の増員を行い、派遣期間終了後は1名の減員となる。その後も欠員補充のみ行う予定なので、職員給与費は削減方向となる見込。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>(課題①)</p> <p>同一事業者が行う同一事業において、2つの水道料金制度が混在することとなったが、当然効率的とは言えないのもとより、公平性を欠くことにもなる。給水サービスについても当然公平でなければならないので、早期に較差是正(料金制度の統一)を行う。しかし、住民の生活様式の激変を避けるためには段階を追った統一化も視野に入れなければならない。佐久水道企業団の給水区域で公平な料金制度に向けて平成20年度から段階的に2%づつ5年間かけて改定を行い統一化を図る。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>(課題①)</p> <p>平成19年4月1日付で合併した佐久市望月水道事業と佐久市望月外1市水道企業団水道事業との合併協議の中で、水道料金を統一化するまでは合併された事業が繰出しを受けていたとおりに一般会計から繰入を行う事になっており、なおかつ、それぞれの決算を行ったうえで赤字額がある場合はその額も補てんされることになっています。水道料金が統一化された後は、佐久水道企業団従来の繰出金算出方法に則って繰出されることとなります。佐久水道企業団の繰入金の内、基準外繰入金は簡易水道の経費負担金(保健衛生費分)と、簡易水道の消火栓に係る費用(設置費用と維持管理費用)のみとなっています。</p>
4 その他	<p>(課題②④)</p> <p>地震等の自然災害、停電、水質事故等の非常時でも、施設への被害を最小限に抑えるための施設整備を推進するとともに、災害に伴う施設の損壊、水道管の破裂等の事故等が発生した場合にも、適切な応急処置及び迅速な復旧が行える体制を整備する事によって、断水による需要者への影響を最小化する。緊急災害時の準備をしておくことは、住民の安堵感を招く事ができ、心強いライフラインとしてのイメージを抱いてもらうことができる。</p> <p>需要者のニーズを常に的確に把握しつつ、それに迅速に応え、需要者への給水サービスの充実を図るとともに、事業者と需要者との相互理解を促進するため、水道事業に関する情報の積極的な公開と対話を推進し、よりの確で効率的な水道の運営を実現させる。</p>

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数一職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
【収入の確保】														
1	料金改定率	0	0	0	0	0		0.0	5.0	5.0 + 1.2	0.0	0.0		
	改善額(料金の適正化)※1	0	0	0	0	0	0	0	13,000	61,000	61,000	61,000	196,000	
	未収金の徴収対策		2,675	6,168										
	改善額		2,675	6,168				8,843	0	0	0	0	0	
	一般会計負担金の額													
	改善額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用		1,515			347								
	改善額(負担金の確保等)		1,515			347		1,862						
	その他()													
	改善額(収入増額)													
その他()														
改善額														
【経費の削減】														
3	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	370,742	369,846	354,174	369,124	388,631		360,518	367,546	360,518	360,518	360,518		
	改善額	15,323	16,219	31,891	16,941	-2,566	77,808	28,113	28,113	28,113	28,113	28,113	140,565	
	給与水準													
	改善額	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
	その他(人員削減)													
	改善額	0	0	0	0	0		28,113	28,113	28,113	28,113	28,113	28,113	140,565
	職員給与費(退職手当)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
	職員数(人)	43	44	43	44	43		39	39	39	39	39		
	増減数(人)	0	1	-1	1	-1	0	-4	0	0	0	0	0	-4
維持管理費等	393,887	364,235	322,513	328,010	327,177		441,532	441,532	441,532	441,532	441,532	441,532		
改善額(適正化)	7,350	37,002	78,724	73,227	74,060	270,363	0	0	0	0	0	0		
工事コスト※2														
改善額(縮減額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企業債利息								471,934	438,399	403,811	367,959	331,595		
改善額(縮減額)								4,510	12,364	21,032	29,700	38,368	105,974	
その他()														
改善額														
累積欠損金比率	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0		
増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企業債現在高	15,248,302	14,823,875	14,244,874	13,627,229	12,958,237			10,632,869	9,375,282	8,160,627	7,747,113	7,321,487		
増減	9,907	-424,427	-579,001	-617,645	-668,992			-2,325,368	-1,257,587	-1,214,655	-413,514	-425,626		
							計画前5年間改善額 合計	358,876					改善額 合計	442,539
													(参考) 補償金免除額	425,500

注1 「課題」欄については、「1」主な課題と取組み及び目標の「課題」欄の番号を記入すること。

※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	116	117	117	117	116	116	116	116	116	116
年間総有収水量 (千m ³)	13,466	13,537	13,734	13,751	13,628	13,518	13,518	13,518	13,518	13,518
公称施設能力 (m ³ /日)	56,871	56,967	56,967	56,967	56,967	56,110	56,110	56,110	56,110	56,110
1日最大配水量 (m ³ /日)	52,661	51,903	53,009	51,386	50,816	51,153	51,153	51,153	51,153	51,153
最大稼働率 (%)	92.6	91.1	93.1	90.2	89.2	91.2	91.2	91.2	91.2	91.2
供給単価 (円/m ³)	202.7	203.0	203.3	205.4	206.1	205.2	205.6	205.9	206.3	206.7
給水原価 (円/m ³)	193.5	198.8	186.3	190.9	193.2	206.0	195.6	190.6	186.9	185.5

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

佐久水道企業団は、昭和33年の事業開始から幾度となく統合や合併を重ねて広域化した水道事業です。平成8年には、14箇所あった簡易水道のうち、11箇所の簡易水道を上水道に統合しました。その後さらに1箇所の簡易水道が合併となり、4箇所の簡易水道を経営する事になりましたが、地形的に上水道施設との有機的一体化は不可能な地域です。しかし、経営は同一会計内で行っています。また、平成19年4月、佐久市望月水道事業と佐久市望月外1市水道企業団水道事業が合併となりました。これにより3箇所の簡易水道事業を新たに経営する事になりました。こちらについては、施設の特徴や地域性、使用水量の動向などを早急に把握して、より良い統合計画を策定します。なお、この合併した水道事業については、すでに施設診断業務委託が発注済となっています。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
【収入の確保】														
1	料金改定率	0	0	0	0	0		0.0	5.0	5.0 + 1.2	0.0	0.0		
	改善額(料金の適正化)※1	0	0	0	0	0	0	0	13,000	61,000	61,000	61,000	196,000	
	未収金の徴収対策		2,675	6,168										
	改善額		2,675	6,168				8,843	0	0	0	0	0	
	一般会計負担金の額													
	改善額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用		1,515				347							
	改善額(負担金の確保等)		1,515				347	1,862						
	その他()													
	改善額(収入増額)													
その他()														
改善額														
【経費の削減】														
3	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	370,742	369,846	354,174	369,124	388,631		360,518	367,546	360,518	360,518	360,518		
	改善額	15,323	16,219	31,891	16,941	-2,566	77,808	28,113	28,113	28,113	28,113	28,113	140,565	
	給与水準													
	改善額	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
	その他(人員削減)													
	改善額	0	0	0	0	0		28,113	28,113	28,113	28,113	28,113	28,113	140,565
	職員給与費(退職手当)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
	職員数(人)	43	44	43	44	43		39	39	39	39	39		
	増減数(人)	0	1	-1	1	-1	0	-4	0	0	0	0	-4	
維持管理費等	393,887	364,235	322,513	328,010	327,177		441,532	441,532	441,532	441,532	441,532	441,532		
改善額(適正化)	7,350	37,002	78,724	73,227	74,060	270,363	0	0	0	0	0	0		
工事コスト※2														
改善額(縮減額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企業債利息								471,934	438,399	403,811	367,959	331,595		
改善額(縮減額)								4,510	12,364	21,032	29,700	38,368	105,974	
その他()														
改善額														
累積欠損金比率	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0		
増減	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0		
企業債現在高	15,248,302	14,823,875	14,244,874	13,627,229	12,958,237			10,632,869	9,375,282	8,342,630	7,918,232	7,481,288		
増減	9,907	-424,427	-579,001	-617,645	-668,992			-2,325,368	-1,257,587	-1,032,652	-424,398	-436,944		
							計画前5年間改善額 合計	358,876					改善額 合計	442,539
												(参考) 補償金免除額	439,300	

注1 「課題」欄については、「1」主な課題と取組み及び目標の「課題」欄の番号を記入すること。

※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	116	117	117	117	116	116	116	116	116	116
年間総有収水量 (千m ³)	13,466	13,537	13,734	13,751	13,628	13,518	13,518	13,518	13,518	13,518
公称施設能力 (m ³ /日)	56,871	56,967	56,967	56,967	56,967	56,110	56,110	56,110	56,110	56,110
1日最大配水量 (m ³ /日)	52,661	51,903	53,009	51,386	50,816	51,153	51,153	51,153	51,153	51,153
最大稼働率 (%)	92.6	91.1	93.1	90.2	89.2	91.2	91.2	91.2	91.2	91.2
供給単価 (円/m ³)	202.7	203.0	203.3	205.4	206.1	205.2	205.6	205.9	206.3	206.7
給水原価 (円/m ³)	193.5	198.8	186.3	190.9	193.2	206.0	195.6	190.6	186.9	185.5

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

佐久水道企業団は、昭和33年の事業開始から幾度となく統合や合併を重ねて広域化した水道事業です。平成8年には、14箇所あった簡易水道のうち、11箇所の簡易水道を上水道に統合しました。その後さらに1箇所の簡易水道が合併となり、4箇所の簡易水道を経営する事になりましたが、地形的に上水道施設との有機的一体化は不可能な地域です。しかし、経営は同一会計内で行っています。また、平成19年4月、佐久市望月水道事業と佐久市望月外1市水道企業団水道事業が合併となりました。これにより3箇所の簡易水道事業を新たに経営する事になりました。こちらについては、施設の特徴や地域性、使用水量の動向などを早急に把握して、より良い統合計画を策定します。なお、この合併した水道事業については、すでに施設診断業務委託が発注済となっています。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:千円、%)

課 題	又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
【収入の確保】														
1	料金改定率	0	0	0	0	0		0.0	5.0	5.0 + 1.2	0.0	0.0		
	改善額(料金の適正化)※1	0	0	0	0	0	0	0	13,000	61,000	61,000	61,000	196,000	
	未収金の徴収対策		2,675	6,168										
	改善額		2,675	6,168			8,843	0	0	0	0	0	0	
	一般会計負担金の額													
	改善額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用		1,515				347		111	88				
	改善額(負担金の確保等)		1,515				347	1,862	111	88				199
	その他()													
	改善額(収入増額)													
その他()														
改善額														
【経費の削減】														
3	職員給与費の適正化													
	改善額	370,742	369,846	354,174	369,124	388,631		369,440	360,440	360,600	360,600	360,600		
	改善額	15,323	16,219	31,891	16,941	-2,566	77,808	19,191	28,191	28,031	28,031	28,031	131,475	
	改善額	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
	改善額	0	0	0	0	0		19,191	28,191	28,031	28,031	28,031	131,475	
	職員給与費(退職手当)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
	職員数(人)	43	44	43	44	43		39	39	41	41	41	41	
	増減数(人)	0	1	-1	1	-1	0	-4	0	2	0	0	0	2
	維持管理費等	393,887	364,235	322,513	328,010	327,177		396,857	389,816	531,993	511,149	514,930		
	改善額(適正化)	7,350	37,002	78,724	73,227	74,060	270,363	0	0	0	0	0	0	
工事コスト※2														
改善額(縮減額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企業債利息								472,004	350,551	264,469	207,137	195,068		
改善額(縮減額)								4,510	9,702	25,981	32,112	40,302	112,607	
その他()														
改善額														
累積欠損金比率	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0		
増減	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0		
企業債現在高	15,248,302	14,823,875	14,244,874	13,627,229	12,958,237			11,214,695	8,632,238	7,627,884	7,232,254	6,824,555		
増減	9,907	-424,427	-579,001	-617,645	-668,992			-1,743,542	-2,582,457	-1,004,354	-395,630	-407,699		
注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。							計画前5年間改善額 合計	358,876					改善額 合計	440,281
注2 ※1											(参考) 補償金免除額	439,300		

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	116	117	117	117	116	116	116	121	121	121
年間総有収水量 (千m ³)	13,466	13,537	13,734	13,751	13,628	13,613	13,361	13,733	13,664	13,596
公称施設能力 (m ³ /日)	56,871	56,967	56,967	56,967	56,967	56,115	56,115	58,565	58,565	58,565
1日最大配水量 (m ³ /日)	52,661	51,903	53,009	51,386	50,816	50,133	48,271	50,750	50,750	50,750
最大稼働率 (%)	92.6	91.1	93.1	90.2	89.2	89.3	86.0	86.7	86.7	86.7
供給単価 (円/m ³)	202.7	203.0	203.3	205.4	206.1	205.6	207.0	207.7	207.0	207.0
給水原価 (円/m ³)	193.5	198.8	186.3	190.9	193.2	190.2	185.2	192.0	183.5	183.5

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

佐久水道企業団は、昭和33年の事業開始から幾度となく統合や合併を重ねて広域化した水道事業です。平成8年には、14箇所あった簡易水道のうち、11箇所の簡易水道を上水道に統合しました。その後さらに1箇所の簡易水道が合併となり、4箇所の簡易水道を運営する事になりましたが、地形的に上水道施設との有機的一体化は不可能な地域です。しかし、経営は同一会計内で行っています。また、平成19年4月、佐久市望月水道事業と佐久市望月外1市水道企業団水道事業が合併となりました。これにより3箇所の簡易水道事業を新たに運営する事になりました。こちらについては、施設の特徴や地域性、使用水量の動向などを早急に把握して、より良い統合計画を策定します。なお、この合併した水道事業については、すでに施設診断業務委託が発注済となっています。